

令和 2 年 4 月 8 日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部市民活動推進課

緊急事態宣言の発令に伴う市民活動推進課の対応について（4 / 8 時点）

■市民協働サロンの一時閉所について

- 緊急事態宣言の発令に伴う感染症防止対策の徹底のため、「市民協働サロン管理運営要綱」第3条但し書きに基づき、市民協働サロンの打ち合わせスペースについては、4月8日（水）から5月10日（日）まで閉所することとする。
- 当面の間、産業振興課窓口への来庁者が増加すると見込まれるため、同スペースは、来庁者の待機場所等として利用することを想定している。
- なお、市民協働サロンに隣接する市政資料コーナーについては、4月8日（水）から緊急事態宣言が発令されている期間、既に閉所としている。

■コミュニティセンターの予約受付業務の停止について

- 緊急事態宣言発令に伴う感染症防止徹底のため、コミセンの部屋の予約受付業務について、5月10日までの閉館期間中は停止することを各コミュニティ協議会に依頼した（4月7日午後各コミセンに周知）。

■法律相談及び交通事故相談の電話相談の時間について

- 4月8日（水）から電話相談とする。法律相談の時間は15分程度、交通事故相談については、30分程度とする。緊急事態宣言発令の期間中の対応とする。

■年金・社会保険・労務相談の中止

- 4月20日（月）に予定していた年金・社会保険・労務相談について、中止とした。

■男女平等推進センターの体制について

- 市民会館の閉館に対応し、月・火・水・金・土曜日の9時から17時15分まで電話対応。相談事業については、電話相談のみとする。女性法律相談は中止する。
- 6月8日（月）から29日（月）に予定をしている「男女共同参画フォーラム2020」は、実施期間を令和3年2月中旬から3月8日（月）の国際女性デーを目途に延期する。